いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

令和７年４月
五島市立翁頭中学校

翁頭宣言「未来への誓い」

「規律」　正しい道をまっすぐに歩きます
「親和」　思いやりの心をもち、仲間と助け合います
「勤労」　勉学に励み、心身の鍛練に汗を流し続けます

いじめの定義【いじめ防止対策推進法第２条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する 学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるもの を含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等に関する基本的な考え方

・「いじめをさせない」と立ち上がる自立心をもたせる。
・「いじめをしない」、「いじめを許さない」という自律心をもたせる。
・全職員で「いじめは絶対に許されない卑怯な行為」であるという認識を全生徒にもたせる。
・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、誰もが安心して生活できる学校づくりを目指す。
・生徒が自主的に行う、いじめの防止に資する活動を支援しながら、保護者や地域、関係機関と連携し情報の共有を図る。

保護者との連携

・PTA総会や学年PTAでの説明や学校だより等を通じて、いじめに関する情報を適切に提供する。
・いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒と保護者に対する支援や、いじめを行った生徒と保護者に対する助言を行う。

いじめ対策委員会

・いじめの防止・早期発見・対処等に関する措置を全職員が一致協力し、実効的に行うため、その中核となる組織として設置。
・校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）等が参加する。
・関係機関との連携の窓口とする。

関係機関等との連携

・犯罪行為として取り扱われるべきものであれば、警察とも連携する。
・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

	学校（教職員・児童生徒）の取組	保護者・地域の取組
①いじめの未然防止について	・わかる、できる喜びを味わえる授業を実践し自己有用感を高め、学校行事・学級活動・道徳・奉仕体験活動をとおして、自尊感情を高める。 ・翁頭宣言「未来への誓い」を毎日唱えさせ、思いやりや助け合いの大切さを躾ける。 ・毎月定期的に「よか日」を設定し、生徒同士が互いの良さを認め合う機会を設ける。 ・市内生活指導委員会や小中連絡会等で情報交換を密にする。	・子どもと過ごす時間を確保し、悩みごとについて相談できるような関係を築く。 ・本校のスマホ・SNS 等にかかる方針・ルールを理解し、学校と連携して守らせる。 ・PTA 活動や学校行事をとおして保護者間の親睦を図り、子育てに関する情報交換を行う。 ・【地域】様々な体験活動を通して、集団の一員としての自覚や自信を育てる。健全育成協議会や公民館などの地域組織から学校へ情報を提供する。
②いじめの早期発見について	・生徒の様子を観察し、生徒指導部会（毎週１回）で情報交換を行い、共通理解を図る。 ・個人面談や毎月の学校生活アンケートの実施、昼休みや放課後の巡視等を利用して情報を収集する。 ・相談窓口（SC 等）を周知する。	・日常の会話を大切にしながら、服装の汚れや乱れ、持ち物が無くなっていないかなどを観察する。 ・PTA 活動や学校行事をとおして保護者間の親睦を図り、情報交換を行う。 ・【地域】登下校中の生徒の様子を観察し、気になることがあったら学校へ連絡する。健全育成のための地域行事を設定する。

③いじめに対する措置について	いじめられた側	・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・つらく苦しい気持ちに共感し、いじめから全力で守り抜く。	・わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞く。 ・いじめの問題解決に向けて学校と協議し、合意を図りながら、協働して解決にあたる。 ・子どもの観察を行いながら、支援を続ける。
	いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。	・学校はいじめられた生徒を守ることを理解し、事実を冷静に判断したうえで保護者として適切な対応を行う。 ・我が子に対する教育方針や接し方を考え、健全な成長のための支援を行う。
	観衆（同調者）・傍観者（無関心者）	・同調したり、傍観したりすることはいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒の苦しみを理解させる。 ・「防ぐことができなかった人」として、どう行動すべきであったのか、深く考えさせる。	・いじめに対する考え方を理解し、どんな場合でもいじめる側や観衆・傍観者になってはならないという気持ちを育てる。
④その他の取組		・学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を学校支援会議等に報告する。	